

様々な活動を展開

町田市の老人クラブ連合会(会員約9000人)は、昨年名称を「みどりクラブ連合会」と改め、各種の事業を実施しています。その一つとして、シニア塾を開催しました。塾のパソコン教室、男の料理教室、絵手紙教室、太極拳、健康講座、女性の若返り教室など10種の講座は多くの参加者から好評を得ています。

また、新たに設立された女性部と友愛リーダー制度により、日常の活動に参加が困難になった会員やひとり暮らしの高齢者等への友

高齢者福祉センター(下表参照)には、舞台付きの大広間や談話室、お風呂、医療機ヘルストロンなどがあり、様々な娯楽をお楽しみいただけます。

対象 市内在住の60歳以上の方

みどりクラブ連合会

高齢者を自らの手で乗り切るために

愛活動に組織をあげて取り組むことができるようになりました。高齢者を自らの手で乗り切るために、みどりクラブ連合会は今後も魅力ある様々な事業を企画していきます。



ご利用下さい 高齢者福祉 センター

市では、「町田市高齢社会総合計画」に基づき、在宅の保健・福祉サービスの充実など様々な施策を実施してきました。

(こ)では9月15日の敬老の日を前に、市が行っている年齢に応じた各種の制度をご案内します。

利用時間 午前9時～午後4時
休館日 ふれあい桜館・ふれあいいちみじ館・ふれあいいちよう館
月曜日、祝日、年末年始ほか
ふれあいくぬぎ館・ふれあいいけやき館・ふれあいいちよう館
日曜日、祝日、年末年始ほか
いずれの施設も「敬老の日」は開館します。

利用申し込み 初回に健康保険証または医療証をお持ちになり、各施設に申込書を提出して下さい。利用券を発行します。

利用券は各施設共通で使用できます。また、公共施設等を利用する際の身分証明書としても使用できます。

高齢者が地域や家庭で安心して暮らすために

高齢者福祉制度一覧

対象年齢	施設・制度名、問い合わせ	内 容	対象年齢	施設・制度名、問い合わせ	内 容
60歳以上	老人クラブ 高齢者福祉課 ☎724・2141 みどりクラブ連合会 ☎725・4613	地域の高齢者が老後の生活を健康で豊かなものとするために自主的に組織し、社会奉仕活動、友愛活動、健康増進活動、教養活動等を行っています。	65歳以上	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2140	②65歳以上で「自立」と判定された方及び60歳から64歳までの特定疾病以外の要援助者 ○ホームヘルプサービス-軽度家事援助、外出援助 ○訪問看護指導-保健婦などが訪問し、健康相談や介助方法などの相談を行う ○デイサービス-通所による趣味活動、入浴サービス等をデイサービスセンターや高齢者福祉センターで実施 ○デイ銭湯-6か所の公衆浴場でデイサービスを実施 ○住宅改修予防給付-転倒予防等のため、手すり、段差解消等を行う ○日常生活用具給付-歩行支援用具等7種目。上限額10万円 ○福祉機器リサイクル-電動ベッド、車いすの貸し出しを行う ○短期入所サービス-要介護者の一時的な入所 ③65歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) 紙おむつ支給事業-在宅で生活する要介護度4・5の方で老人福祉手当を受給しておらず、住民税非課税世帯に属する方に尿とりパッドを支給する
	高齢者福祉センター ふれあい桜館(小山田) ☎797・2971 ふれあいいちみじ館(金森) ☎796・1020 ふれあいいちよう館(鶴川) ☎735・5020 ふれあいくぬぎ館(木曾山崎) ☎793・3030 ふれあいいけやき館(堺) ☎774・0003 ふれあいいちよう館(健康福祉会館内) ☎724・5076	入浴や娯楽等の設備があり、高齢者同士の交流や趣味活動等ができます。 ○いきいきたいむ-高齢者福祉センターで行う自由参加のサービスです。センター利用者はどなたでも無料で参加できます。 なお9月9日(日)～15日(祝)午前9時～午後4時の間、左記の各館で施設開放を行います。ご家族おそろいでおいで下さい。ただし、ふれあい桜館・ふれあいいちみじ館・ふれあいいちよう館は10日(月)それ以外の施設は9日(日)は休館します。		介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2140	一人暮らしの方及び高齢者世帯で近隣に身内のない方に電話をお貸しして、電話料を補助します。
	こぶき大学 町田市公民館 ☎728・0071	高齢者の学習の場です。1年制・通信制の各コースがあります。		高齢者福祉電話 高齢者福祉課 ☎724・2141	在宅で寝たきりの歯科医院に通院できない方を対象に訪問して診療を行います。
	高齢者いきいの家 高齢者福祉課 ☎724・2141	各地のホテル等を指定(12か所)し、宿泊費(年間1泊4500円)を補助します。		在宅歯科訪問診療 健康課 ☎725・5178	市内に住所のある昭和10年6月30日までに生まれた69歳以下の方に医療費の一部を助成します(所得制限があります。また、社会保険の被保険者本人は除きます)。
	(社)町田市シルバー人材センター ☎723・2147	働く意欲を持った元気な方を構成員とし、一般家庭、官公庁などから仕事を請け負い、会員の希望にそった仕事を提供する団体です。		老人医療費助成制度 高齢者福祉課 ☎724・2144	市内に1年以上住所のある受給者、受給者が1つの医療機関に30日以上継続して入院した場合に支給します。所得制限があります。また、介護保険での入院は除きます。
	授産センター ☎793・2227	一般の職場で働くことが困難な高齢者・心身障害者の方に働く場と仕事を提供しています。		高齢者入院見舞金 高齢者福祉課 ☎724・2144	65歳以上の方で、老人性白内障のため水晶体摘出手術を受け、身体上の理由により眼内レンズ挿入手術を受けられなかった方に特殊眼鏡等の購入費の一部を補助します。所得制限があります。
	ゲートボールの普及 高齢者福祉課 ☎724・2141 ゲートボール協会 ☎722・2253	ゲートボールは仲間づくり、健康づくりに最適なスポーツです。用具の貸与、指導を行っています。		高齢者特殊眼鏡等の購入費の一部補助 高齢者福祉課 ☎724・2144	調髪利用券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141
	(財)在宅福祉サービス公社 ☎728・9067	お年寄りやその家族の日常生活上の負担を少しでも軽くしていただくために、会員方式で有償の在宅サービスを行っています。痴ほう性高齢者のデイケアも開設しています。		調髪利用券支給 高齢者福祉課 ☎724・2141	居住安定支援 高齢者介護課 ☎724・2140
	町田市薬師台高齢者生活訓練施設 高齢者介護課 ☎724・2140	介護保険施設を退所した後、一定期間、生活訓練の場を提供することで、自宅で独立して生活することに不安がある方に支援する施設です。		民間賃貸住宅のあっせん・保証人 高齢者介護課 ☎724・2140	民間賃貸住宅に住んでいて、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に対して市内の民間賃貸住宅をあっせんします。あっせんを受けた方に二親等以内の親族及び保証人がいない場合、市が保証人になります。
	介護予防・生活支援型サービス 高齢者介護課 ☎724・2140	①60歳以上の要援助者(介護保険サービス利用者も適用) ○食事サービス-栄養バランスのとれた食事を配食し、併せて安否確認を行う ○緊急通報・火災安全システムサービス-緊急時のために通報機器を貸与する ○寝具乾燥サービス-寝具の清潔保持のために乾燥及び丸洗いを行う ○徘徊高齢者家族支援サービス-PHS回線の利用による徘徊高齢者の早期発見システム(予定) ○住宅設備改修-浴槽、流し洗面台、便器、階段昇降機の設置 ○住宅改修指導事業-住宅改修に関して専門家が相談、助言を行う		高齢者住宅(シルバーピア) 高齢者介護課 ☎724・2140	高齢者に配慮された構造と設備を備えた集合住宅を一定の要件を満たす高齢者に提供しています(同居の一方が60歳以上でも可)
		70歳以上	長寿祝金 高齢者福祉課 ☎724・2141	70歳以上の方及び65歳から69歳までの障害認定を受けている方は原則として1割負担で受診できます。補装具なども助成しています。入院時の一部負担金と食事代が減額される制度や高額医療費支給制度もあります。	
		77歳以上		一人暮らしの方と高齢者世帯(世帯全員が65歳以上)の方で風呂のない方等に、月10枚の入浴券を差し上げてます。	